



「新型コロナウイルスで収入が減少した学生」のための 『後期授業料減免』（二次募集）のお知らせ

申請期限は、12月14日(月)です！

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、アルバイト収入の減少などにより、令和2年後期授業料の納付が難しい学生のために、本学独自に授業料を減免します。

1 減免額

最大267,900円

※アルバイト収入の減少額により異なります。また、他の授業料減免制度のとも併用可能です。

2 支給対象者の要件

アルバイト収入により学費等を賄っている学生で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、令和2年後期授業料の納付が難しくなっている学生。**(現時点で、令和2年度後期授業料を納付していない学生)**

3 申請期間

令和2年11月26日(木)～12月14日(月)(※厳守)

4 申請方法

・下記の申請書類を教務学生課に提出してください。

- ①本事業の授業料減免申請書
- ②令和2年3月までの6ヶ月間と令和2年4月以降の6ヶ月間のアルバイト収入を証明できるもの(コピー可)
- ③生計維持者の令和2年度所得・課税証明書(コピー可)
- ④日本学生支援機構の「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」の結果表示のコピー

※他の授業料減免制度とは別に申請が必要です。

●詳細は、キャンパスメイトで確認してください。

問い合わせ先
青森県立保健大学 教務学生課 電話 017-765-2007

- メールによるご相談はこちらへ
新型コロナウイルス感染症対策学生支援窓口
E-Mail : support2020@auhw.ac.jp (教務学生課)

